

芽室町議会モニター制度の改正について（案）

1 改正事項

- (1) モニターの定義・資格の拡大に係る改正
(現行要綱第 2 条・4 条関係)
- (2) 任期の運用に係る改正
(現行要綱第 8 条関係)
- (3) 報償費から報酬への改正
(現行要綱第 9 条関係)

2 要綱改正案 別 紙

3 施行時期 令和 4 年 1 0 月 1 日

4 特記事項

- (1) 令和 4 年度任期 → 令和 4 年 9 月 1 日から 5 年 3 月 3 1 日
- (2) 令和 5 年度以降 → 会計年度（4 月から 3 月）

芽室町議会モニター設置要綱（改正案）

（平成24年3月30日制定）

（目的）

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1） ~~町民等~~ 本町の区域内に居住する者をいう。

めむろまちづくり参加条例第2条第2号に規定する町民等とし、町民及び町内で働いている人、学んでいる人、町内で事業を営む法人及び活動する団体に属している人とする。

<解説>

現行の「町民」の定義を「めむろまちづくり参加条例第2条第2号」に規定する「町民等」に改めて拡充します。

（2） 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

（定員）

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

（資格）

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

~~（1） 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、芽室町職員、議員又は各種行~~

~~政委員でないこと。~~

(1) 第2条第1号に規定する町民等であること。ただし、芽室町職員、議員及び各種行政委員は除く。

(2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。

(3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当っては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

(1) 第4条に規定する資格を失ったとき。

(2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

~~(謝礼)~~

~~第9条 町議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、支給することができる。~~

(報酬)

第9条 町議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬等を支給する。

<解説>

町議会モニターの職務として会議に参会した際は、「委員等に対する報酬及び費用弁償等支給条例」に基づき、報酬及び費用弁償を支給することとします。

(職務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議会の政策提案に関すること。
- (4) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (5) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

○委員等に対する報酬及び費用弁償等支給条例

昭和42年3月28日条例第17号

第1条 町が条例、規則及び規程に基づいて任命する委員及び嘱託医師（以下「委員等」という。）にして他に報酬及び費用弁償等に関する別段の規定がない者に対し、報酬及び費用弁償又は旅費を支給するときは、この条例による。

第1条の2 この条例に規定する委員等の報酬の額は、日額3,300円とする。ただし、町職員である委員等の任務が当該職員の職務上の業務とされる場合のものについては、報酬を支給しない。

2 法令に基づく委員等の報酬等の額及び支給方法に関する条例（昭和26年条例第30号）及びこの条例の規定に基づいて日額の報酬を受ける者が、同一の日に2以上の職務に従事した場合は、その一方のみを支給する。この場合報酬の額が異なるときは、多い方の額を支給する。

第2条 費用弁償及び旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とする。

2 費用弁償及び旅費の額は、職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）に規定する2級相当額（嘱託医師にあつては1級相当額）とする。ただし、嘱託医師が診療に従事する場合の日当は旅程にかかわらず、14,000円とする。

3 委員等が町職員の身分にある者の費用弁償及び旅費にあつては、委員等の任務が当該職員の職務上の業務とされる場合のものについては、職員旅費支給条例に基づき当該職員が受けるべき旅費相当額を支給する。

第3条 委員等の参会等の有無は、町長又は当該委員会の長の認定するところによる。

第4条 委員等の報酬は、当該委員会等の所掌する会議等に出席した日の翌月10日までに支給する。

第5条 費用弁償等の方法は、この条例に定めるもののほか町職員の旅費支給方法による。

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に町長が定める。